

○ 松本市市外通学高校生に対するヘルメット購入補助金交付要綱

令和5年3月30日
松本市告示第135号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市外に通学する高校生等に対する自転車乗車時のヘルメット着用を促進し、交通事故時の被害を軽減させることを目的として、自転車用ヘルメット購入に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校をいう。
- (2) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けたものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす高校生等とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、現に居住していること。
- (2) 市外の高等学校等に在学していること。
- (3) 在学している高等学校等から自転車で通学することを許可されていること。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費等は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率等
ヘルメット(新品に限る。)の購入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、3,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、一人につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、松本市市外通学高校生に対するヘルメット購入補助金交付申請書(請求書)(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、購入した日から60日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し(申請者又は保護者の氏名、購入日、販売店名、販売店住所地、購入品目及び購入金額が明記されているもの)

(2) 補助金の振込口座の通帳の写し

(3) 学生証の写し又は在学証明書

(4) 自転車通学を許可されていることが分かるシール等の写し又は当該シール等が撮影された写真

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、松本市市外通学高校生に対するヘルメット購入補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和5年3月2日以後のヘルメットの購入に係るものから適用する。

附 則(令和6年2月9日告示第36号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年2月1日以後のヘルメットの購入に係るものから適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市市外通学高校生に対するヘルメット購入補

助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市市外通学高校生に対するヘルメット購入補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

様式第1号(第5条関係)

松本市市外通学高校生に対するヘルメット購入補助金
交付申請書(請求書)

年 月 日

(宛先)松本市長

申請(請求)者

住所

氏名

生年月日 年 月 日生

学校名

電話 ()

※申請者が未成年(18歳未満)の場合は法定代理人(親権者)の同意が必要となります。

上記申請者(請求)者が、補助金の交付申請をすることに同意します。

法定代理人

住所

氏名

電話 ()

松本市市外通学高校生に対するヘルメット購入補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請(請求)します。

※法定代理人(親権者)に補助金の受領を委任する場合は、□にレを記載してください。

私は、上記法定代理人に補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

自転車通学の許可番号	
購入年月日	年 月 日
安全基準 (いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> JCF <input type="checkbox"/> CE <input type="checkbox"/> GS <input type="checkbox"/> CPSC
購入価格(消費税込み)	円
交付申請額 (請求額)	円 (対象となるヘルメット1個につき購入金額の2分の1に相当する額で、3,000円が限度額です。2分の1に相当する額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。)
振込先金融機関	金融機関名
	支店・支所名
	口座番号
	フリガナ
口座名義人	普通 当座

添付書類

- ・領収書の写し(申請者又は保護者の氏名、購入日、販売店名、販売店住所地、購入品目及び購入金額が明記されているもの)
- ・補助金の振込口座の通帳の写し
- ・学生証の写し又は在学証明書
- ・自転車通学を許可されていることが分かるシール等の写し又は当該シール等が撮影された写真

誓約事項（□にレをいれてください。）

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 1 当該交付申請に係るヘルメットの使用者が、過去に、県内市町村で、長野県が実施する自転車用ヘルメット購入支援事業補助金を財源とする補助制度の適用を受けていないこと。
- 2 当該交付申請に係るヘルメットの使用者が、当該ヘルメットに対して他の補助金の交付を受けていないこと。
- 3 購入するヘルメットは新品であること。

様式第2号（第6条関係）

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

松本市市外通学高校生に対するヘルメット購入補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった、松本市市外通学高校生に対するヘルメット購入補助金について、下記のとおり決定（確定）しましたので、松本市市外通学高校生に対するヘルメット購入補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付決定（確定）額 円